

仕様書（参考）

1 件名

大田区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務委託

2 目的

令和5年度に、おおた高齢者施策推進プラン「大田区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定するに当たり、国が示す基本指針や令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果等に基づく高齢福祉・介護保険事業に係る助言のほか、計画期間の事業量推計に基づく介護保険第1号被保険者の保険料基準額の算定等に係る専門的・技術的な支援を受けることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

なお、各業務内容別の履行期限については個別に指定した期限による。

4 委託内容

受託者は、以下の業務に係る助言・提案等の支援を行うこととする。

(1) 大田区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定支援等

ア 計画の基本的な考え方や、報告書の構成に関すること。

イ 高齢者人口、第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数等の推計に関すること。

ウ 介護保険サービス事業量の推計に関すること。

エ 計画期間及び令和22（2040）年度における第1号被保険者保険料の算定に関する
こと。

オ 次期介護保険制度改正に伴う内容と区の施策・事業等の整合性に関すること。

カ 令和4年度高齢者等実態調査の結果に基づく18日常生活圏域ごとの課題・傾向に
関すること。

キ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の電子化及び同調査結果に基づく他自治体
（国・東京都平均を含む）との比較・分析等に関すること。

ク 関係法令、国・東京都・他自治体の高齢者施策に対する動向、社会経済状況等に
関すること。

ケ 計画素案区民説明会の運営等に関すること。

コ 大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）の運営等に関すること。

サ その他、計画策定に当たり、区が求める情報提供等に関すること。

(2) 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議運営に関する支援

ア 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議に関わる資料作成に関する
こと。

- イ 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議の議事録作成に関すること。
 - (ア) 議事録は会議終了後、概ね2週間以内に提出すること。
 - (イ) 開催回数は5回とし、うち、3回程度の出席を求めることとする。
- (3) 区民説明会に関する支援
 - ア 区民説明会の円滑な運営に係る資料作成に関すること。
 - イ 区民説明会の議事録作成に関すること。
 - (ア) 議事録は区民説明会終了後、概ね2週間以内に提出すること。
 - (イ) 区民説明会は2回程度とする。
- (4) パブリックコメント（1回実施）の結果に基づく集計・分析
- (5) 大田区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画書及び概要版の印刷製本、納品
 - ア 計画書
 - (ア) 数量 450部
 - (イ) 紙質 本文（再生紙使用）、表紙（レザック）
 - (ウ) 刷色 表紙（1色印刷）、本文（1色印刷）
 - (エ) サイズ A4版
 - (オ) ページ 180頁程度
 - (カ) 校正 3回程度
 - イ 概要版
 - (ア) 数量 3,000部
 - (イ) 紙質 本文（コート紙）、表紙（コート紙）
 - (ウ) 刷色 表紙（4色フルカラー印刷）、本文（4色フルカラー印刷、色は区担当者との協議のうえ決定）
 - (エ) サイズ A4版
 - (オ) ページ 12頁程度
 - (カ) 校正 3回程度
 - (キ) その他 全てのページに音声コードを掲載すること
 - ウ 納期
令和6年3月下旬
 - エ 納入先
介護保険課
 - オ その他
版下原稿を紙ベース、電子媒体データでそれぞれ1部提出する。

5 納入物品の帰属

受託者は、本業務に係る成果について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の権利（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作権の引渡し時に、区に無償で譲渡するものとする。

6 支払

検査終了後、請求に基づき一括で支払う。

7 個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、このことは本委託契約終了後も同様とし、従事要員についても遵守させること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、別紙「大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）」及び「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た情報の取扱いについて、区による監査、検査に応じ、協力しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務履行において発生した重大な情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産への侵害が発生した場合又はおそれがある場合において、区がその事実を公表する事を承諾しなければならない。

8 損害賠償責任

受託者は当業務の遂行に当たり、受託者の責めに帰する事由により区又は第三者に損害を与えた場合は、次のとおり区に報告するとともにその損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、善良なる管理者の注意をもってしても損害が生じたであろうと認められるときは、この限りではない。

- (1) 受託者は、委託業務の実施に際して生じた諸事故に対して責任を負い、区に発生原因、経過、被害の内容等を速やかに報告すること。
- (2) 受託者が契約内容に違反し、又は故意若しくは重大な過失により区に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として区に支払わなければならない。
- (3) 区は、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、受託者に対して賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

9 その他

- (1) 受託者は、区の委託目的及び調査の意図を十分に理解したうえで作業に当たること。不明の点が生じたときは速やかに区に確認すること。
- (2) 本仕様のない委託内容であっても、本委託目的を達成するために必要なものであれば、区に対しこれを積極的に提言すること。
- (3) 計画の策定に伴い、受託者が区の有する資料・情報を必要とするときは、事前に区に申し出ること。区は、その必要性を認めたとき、これを受託者に提供する。
- (4) 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (5) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。また、契約期間中に国等から

示される指針があった場合及び国等から示されている指針等に変更があった場合は、当該指針等を遵守すること。これにより、必要な場合はスケジュールを見直すものとする。

- (6) 受託者は、業務に当たっては国及び関係機関の定めた法令、基準及び通達等を遵守すること。
- (7) 本業務に関わる契約の終了後、個人情報を含むデータ、資料に関しては、区に全て渡し、機器に残ったデータ等は全て削除すること。ただし、契約を引き続き継続する場合は、その限りではない。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議し、決定するものとする。